

OpenSource 19th, 2015 NEC
オープンソースカンファレンス 2015 Tokyo/Spring
 Empowered by Innovation

OSSライセンスの基礎は著作権

～ 有料セミナー「OSSライセンスと著作権」の抜粋になります～

第1章 OSSは一般に開発者の著作物
 第2章 著作物の利用とは著作権の行使
 第3章 ライセンス違反は著作権侵害
 第4章 OSSライセンスの概要
 第5章 OSSライセンス詳細
 第6章 基本的な対策

2015年2月27日
 NEC ソフトウェア技術統括本部
 OSS推進センター/毎時啓博

知識レベル・コンサル:「OSSライセンスと著作権」セミナー

第1章 OSSは一般に開発者の著作物
 ● OSSには必ず著作権がある
 ● 著作権法も「著作権法」で規定されている
 ● 商用ライセンスのあるOSSは、必ずしも著作権法に準拠しているとは限らない

第2章 著作物の利用とは著作権の行使
 ● 著作権の行使とは、自ら権利を行使する行為
 ● OSSの配布/利用許諾条件がOSSライセンス
 ● 許諾条件を無視すれば著作権侵害

第3章 ライセンス違反は著作権侵害
 ● 著作権法に準拠して、二次的著作物の作成/配布/利用
 ● 著作権法に準拠して、二次的著作物の作成/配布/利用
 ● 著作権法に準拠して、二次的著作物の作成/配布/利用

第4章 OSSライセンスの概要
 ● OSSライセンスとはソフトウェアの権利を規定する
 ● OSSライセンスを4タイプに分類、その概要
 ● PostgreSQL - GPLの概要

第5章 OSSライセンス詳細
 ● 著作権法に準拠して、二次的著作物の作成/配布/利用
 ● ソースコードの公開/非公開
 ● ライセンスは、従来・後述するものではない

第6章 基本的な対策
 ● 著作権法に準拠して、二次的著作物の作成/配布/利用
 ● 著作権法に準拠して、二次的著作物の作成/配布/利用
 ● 著作権法に準拠して、二次的著作物の作成/配布/利用

OSSライセンス・コンプライアンス コンサル

1. OSSライセンスと著作権法
 2. OSS利用ガイドライン作成支援
 3. 開発管理プロセス改善支援
 4. 活動支援アドバース・サービス
 5. 製品個別・対策支援アドバース・サービス

「このプログラムの著作権は、著作権者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布（redistribute）することは出来ません。」
 「しかし、「以下の条件を満たす限りにおいて、許可します。」
 「それが「ソースコード形式」の頒布」であれ、「バイナリ形式」の頒布」であれ許可します。
 「例えば、それが「変更されていても」変更の有無に関わらず許可します。」

第1章 OSSは一般に開発者の著作物

● OSSには必ず著作権がある
 ● OSSの著作権は、誰かが持っている他人のもの
 ● 著作権は、他人に無断で利用されない権利
 ● 商用ライセンスのあるOSSは、お試し版と考えた方がよい

「サーバ構築者対象ですが、OSSも使うこの業界内限りに抑え、個人にまで参加を促さずします」
 「サーバ構築者対象ですが、OSSも使うこの業界内限りに抑え、個人にまで参加を促さずします」

「フリーソフト50選」などと題したムックの内容

似て非なる3種類のソフトウェア
 OSSとフリーウェア/PDSを区別しよう
 ● 著作権のあるなし
 ● ソースコードの公開が非公開か

| | OSS オープンソースソフトウェア (自由ソフトウェア) | フリーウェア (フリーソフト) | PDS パブリックドメインソフトウェア |
|--------|------------------------------------|----------------------|------------------------|
| 著作権 | 有 | 有 | 無 |
| ソースコード | 公開 | 非公開 | 公開/非公開 |
| 例 | Linux, Apache, etc. | Acrobat Reader, etc. | gmail, SQLite, etc. |

著作権は、他人に無断で利用されない権利

著作権は、特許権・商標権などと同じく、知的財産権の一つ
 「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利

他人に無断で出版(のような行為)されない権利

知的財産権
 ● 産業財産権
 ● 著作権
 ● その他

産業財産権
 ● 特許権
 ● 実用新案権
 ● 意匠権
 ● 商標権
 ● 回路配置利用権

著作権
 ● 著作権
 ● 著作権
 ● 著作権

その他
 ● 育成者権(種苗法)
 ● 営業秘密等(不正競争防止法)

出典:文化庁 著作権テキスト <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/index.html>

第2章 著作物の利用とは著作権の行使

● 著作権と特許権の性質の違い
 ● 著作権の権利: 支配権
 ● 著作権法は、文化の発展に寄与することを目的とする
 ● 著作権法の保護はプログラム言語、規約及び解法に及ばない
 ● 第三者の著作物の利用は、著作権者の許諾が必要
 ● 「使用」と「利用」は、著作権法では使い分けられている
 ● ベルヌ条約などによって世界中で保護されます

日本国著作権法の概観

「日本の著作権法」
 著作権者
 他人
 著作権者の権利
 他人の権利

著作権者の権利
 ● 著作権者の権利
 ● 著作権者の権利
 ● 著作権者の権利

他人の権利
 ● 他人の権利
 ● 他人の権利
 ● 他人の権利

第3章 ライセンス違反は著作権侵害

● 他人の著作権を侵害する犯罪行為例
 ● Pkgソフトのソフトウェアライセンスとは許諾する行為が違う
 ● 「ライセンス」とは、何かの「許諾」
 ● 製品出荷前の条件を出荷後に実施しては、既に著作権侵害
 ● 提訴の目的は条件があることを認識させること
 ● システム構築でもトラブルとなるケース

他人の著作権を侵害する犯罪行為例

放送(映像)のケース
 ● 放送(映像)
 ● 放送(映像)
 ● 放送(映像)

OSSも、著作権法で保護されているプログラムなので、その意味では
 ● download(OSS)
 ● 製品出荷(OSS)
 ● 製品出荷(OSS)

これを許諾する条件がOSSライセンス条項です。

PKGソフトのライセンスとは、許諾する行為が違う

第4章 OSSライセンスの概要

● OSSは著作物として、二次的著作物、結合著作物を意識する
 ● OSSライセンスを4タイプに分類してみる
 ● 条件①「ソース」の明示
 ● 条件②「リバースエンジニアリング」の許可
 ● 条件③「ドキュメント」に必要な記載

● PostgreSQLライセンス
 ● The FreeBSD Copyright
 ● Apache License 2.0
 ● Eclipse Public License (EPL)
 ● GNU Lesser General Public License (LGPL) 2.1
 ● GNU General Public License (GPL) 2.0

他人の著作権を侵害しないための許諾条件: PostgreSQL

PostgreSQLの著作権者
 ● download(PostgreSQL)
 ● 製品出荷(PostgreSQL)
 ● 製品出荷(PostgreSQL)

これを許諾する条件がOSSライセンス条項です。

全ての複製
 (1) 著作権表示
 (2) 本条項
 (3) 以下の2項

バイナリでも見せる形になっている

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(1/2)

ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、変更の有無に関わらず、以下の条件を満たす限りにおいて、再配布および使用を許可します:

● このプログラムの著作権は、著作権者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ません。
 ● しかし、「以下の条件を満たす限りにおいて、許可します。」
 ● それが「ソースコード形式」の頒布」であれ、「バイナリ形式」の頒布」であれ許可します。
 ● 例え、それが「変更されていても」変更の有無に関わらず許可します。

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(2/2)

1. ソースコード形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を必ず含めてください。

● あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコード形式」の場合は、
 ● そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定」を削除せずに、**維持 (retain)** おかねばならない。

2. バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料に必ず含めてください。

● あなたが頒布しようとしているプログラムが「バイナリ形式」の場合は、
 ● そのソースコードに元々あった「上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定」は、受領者に見えなくとも、それを受領者に見る (appear) ように、「配布物とともに提供される文書 および/または 他の資料」に再掲 (複写、reproduce) しなければならない。

GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条相当

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載し、またこの許諾書および一切の保証の不在に類した告知すべてをその複製物、そしてこの許諾書の複製物に「プログラム」のいかなる受領者にも「プログラム」と共に頒布する限り、
 ● あなたが「プログラム」のソースコードの複製物を、
 ● あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。

「このプログラムの著作権は、著作権者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ません。」
 ● あなたが頒布しようとしているプログラムが「ソースコード」の場合は、以上の条件を満たす限り、可能です (許諾します)。ということ述べている。

その許諾条件は以下の通り:
 ● 複製物の各プログラムに掲載されている「適切な著作権表示と無保証を目立つよう適切に掲載」の条項とする
 ● 複製物の各プログラムに掲載されている「許諾書に類した告知」一切の保証の不在に類した告知」を必ず含める。
 ● 「この許諾書の複製物を「プログラム」のいかなる受領者にも「プログラム」と共に頒布する」

GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条相当

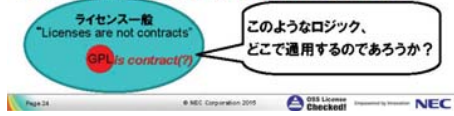
3. あなたは上記第1条および2条の条件に照し、
 ● あなたが「プログラム」のソースコードを、(中略) 提供する場合、少なくとも3年間有効な書面に
 ● あなたが「プログラム」のバイナリを、(中略) 提供する場合、少なくとも3年間有効な書面に
 ● あなたが「プログラム」のバイナリを、(中略) 提供する場合、少なくとも3年間有効な書面に

「このプログラムの著作権は、著作権者つまり開発者が専有しており、第三者は再頒布 (redistribute) することは出来ません。」
 ● あなたが頒布しようとしているプログラムが「オブジェクトコード」の場合は、以上の2条件を満たす限り、可能です (許諾します)。ということ述べている。

許諾条件1は、第1条の許諾条件のうち、バイナリで実施するのは「この許諾書の複製物を「プログラム」のいかなる受領者にも「プログラム」と共に頒布する」のみ
 ● 許諾条件2は、バイナリで「ソースコードを添付する」「ソースコードを、(中略) 提供する場合、少なくとも3年間有効な書面に必ず含める」

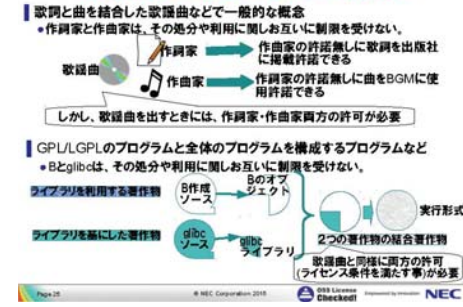
IPA報告書を精査にするのはやめましょう

- 2009年4月 GPLv3 運来解説 2010年5月底でP148(160/258)
- (a)のMoglen教授が「GPLは契約ではなくライセンスである」と述べたという点であるが、これは「Enforcing the GNU GPL 中の「Licenses are not contracts」(ライセンスは契約ではない)という文章を指していると思われる。
- しかし、この「Licenses」はGPLのごとくなく、**商用ライセンスを含む「ライセンス一般」を意味していることが文脈上明らかである**¹⁰¹。
- 「Licenses」とは複数形になっていることや、「the License」のように冠詞も付されていないことから、これがGPLを意味していないことは明らかである。
- GPLは契約ではなく**ライセンスである**といったことは一切述べていない。



結合著作物とは

※日本国著作権法上には記載がないので、音及できず弁護士が多い



OSSライセンスを4タイプに分類してみる

- ① ソースの開示 (OSS自身)
- ② リソースエンジニアリングの許可 (LGPL, OSSとの結合著作物)
- ③ ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプに限らず、バイナリ配布のみの場合の多く)

| OSSライセンスタイプ | OSS自身の扱い (OS/OSとの結合著作物) | その他の扱い |
|-------------|----------------------------|--------------------------|
| BSDタイプ | バイナリ形式のみの配布可 | ソース開示しないならば、ドキュメントへ記載が必要 |
| MPLタイプ | バイナリ形式のみの配布不可 | 結合著作物のリソースエンジニアリングの許可が必要 |
| LGPLタイプ | ソース開示が必要 (Copyleft) | 結合著作物もGPL条件下でソース開示が必要 |
| GPLタイプ | | 結合著作物もGPL条件下でソース開示が必要 |

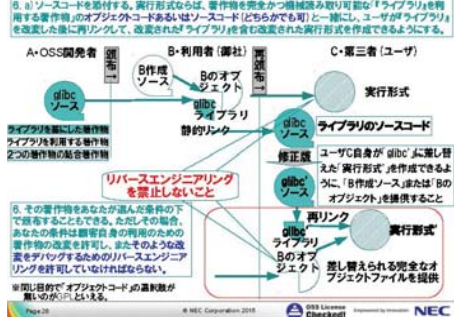
•BSDライセンス: Berkeley Software Distribution License
 •MPL: Mozilla Public License
 •LGPL: GNU Lesser General Public License
 •GPL: GNU General Public License

R.M.Stallmanのプリンクティブのエピソード

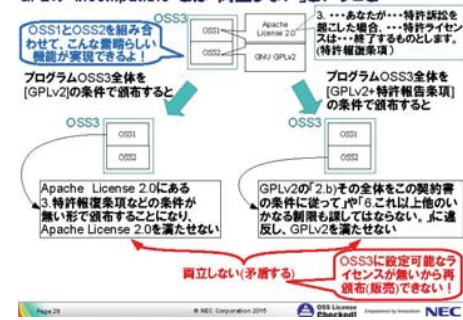
第5章 OSSライセンス詳細

- 特許回復事項とは「許諾」が失効・終了する条件
- 対応レベルを選択するためにライセンスのタイプ分けが必要
- ドキュメントに必要な記載内容はライセンス毎に違う
- ソース開示の条件もライセンス毎に違う
- LGPLv2.1第6項にLGPL/GPLの「改変」の目的が見える
- 結合著作物にソース開示が求められるのはデバッグため
- ライセンスは、伝播・感染 するものではない
- ライセンスが「incompatible」とは「両立しない」ということ
- 適用範囲の判断は、著作権のある著作物が否か

LGPLv2.1第6項にLGPL/GPLの「改変」の目的が見える



GPLの「incompatible」とは「両立しない」ということ



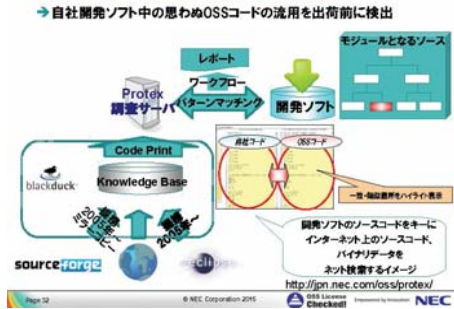
第6章 基本的な対策

- 自社開発のつまりなら「OSSを利用してないこと」を確認しましょう
- お客様は契約で再頒布のリスクを担保する傾向
- 開発物件に含まれるOSSの一貫を作成しましょう
- 自社開発にProtex, OSSは個別に確認しましょう
- ライセンス違反のリスクの小さい状態に納めましょう
- 製品構成するソフトウェア物件ごとに確認しましょう

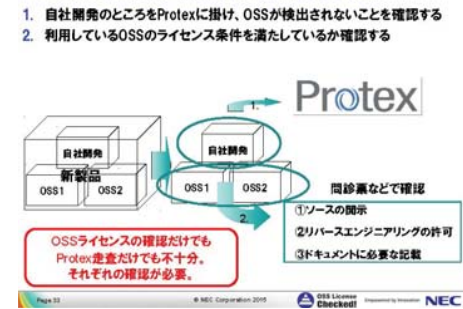
すべて自社開発のつまりが、納品物にGPLのリスク



「OSSを利用してないこと」を確認するProtex



自社開発にProtex, OSSは個別に確認しましょう



OSSの正のスパイラルに乗って共に成功の道へ



OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス:

http://jpn.nec.com/oss/ossic/

Protex: http://jpn.nec.com/oss/protex/



Empowered by Innovation

